

## 市第 143 号議案 横浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

### 1 提案理由

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」（以下「法」という。）が改正され、国民健康保険加入者で施設等に入所されている方が、後期高齢者医療制度に加入する場合は、引き続き「住所地特例」の対象となりました。それに伴い、新たに対象となる方について保険料を徴収するため、「横浜市後期高齢者医療に関する条例」の一部を改正します。

また、平成 20 年度における保険料の徴収にかかる特例について規定した附則第 3 項から第 5 項までは既に効力を有していないので削除します。

### <参考> 後期高齢者医療制度について

原則 75 歳以上の方が加入する医療保険制度であり、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と県内市町村が協力して運営しています。

広域連合では、資格の管理や保険料の賦課、医療給付費の支払いなどを行い、市町村では、窓口業務や保険料の徴収などを行っています。

### 2 法改正の内容

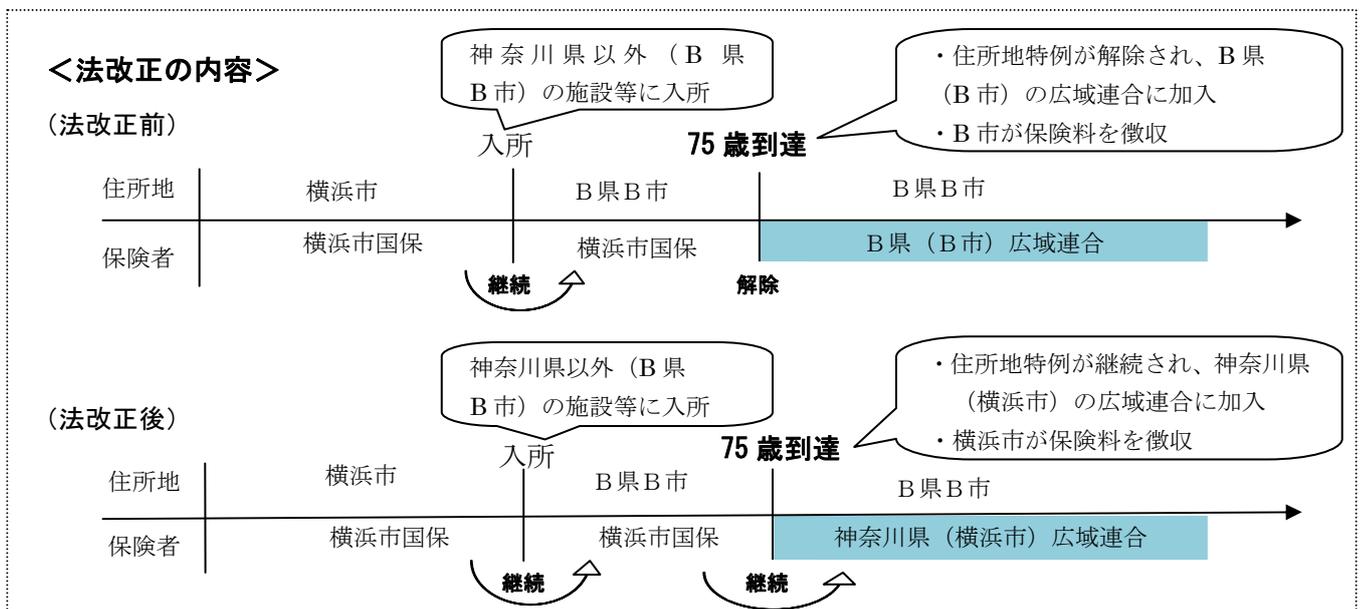
後期高齢者医療制度（以下「後期」という。）の適用は住所地で行うことを原則としていますが、施設等に入所し住所が移った方について、その施設所在地の広域連合を保険者とする、施設所在地の広域連合の財政負担が過大になる場合があります。それを避けるため、前住所地の広域連合が保険者となる特例として「住所地特例」を設けています。

これまで、75 歳年齢到達等により国民健康保険（以下「国保」という。）から後期に加入する場合には、「住所地特例」が解除され施設所在地の広域連合が保険者となっていました。今回の法改正により、後期加入時に施設等に入所していることにより現に国保の「住所地特例」を受けている方は、「住所地特例」を継続し、前住所地の広域連合が保険者となるように変更となります。

### 3 条例改正の内容

#### (1) 保険料を徴収する被保険者について

法改正に伴い新たに「住所地特例」の対象者となる施設入所者等を、本条例第 3 条（保険料を徴収する被保険者）に追加するために、本条例の一部を改正します。



#### (2) 附則について

附則第 3 項から第 5 項については 20 年度限りの特例であるため、削除します。

4 条例の施行予定日  
平成 30 年 4 月 1 日

横浜市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| <p>(保険料を徴収する被保険者)</p> <p>第 3 条<br/>(1)～(4)略</p> <p>附則</p> <p>(第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>(平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</p> <p>3 平成 20 年度における被扶養者であった被保険者(法第 99 条第 2 項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める納期のうち第 4 期以降とする。</p> <p>4 平成 20 年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第 4 条第 2 項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10 月 1 日以後における市長が別に定める時期とする」とする。</p> <p>5 平成 20 年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料について第 4 条第 3 項の規定を適用する場合においては、同項中「当該年度の最初の納期」とあるのは、「第 1 項に規定する第 4 期以降の最初の納期」とする。</p> | <p>(保険料を徴収する被保険者)</p> <p>第 3 条<br/>(1)～(4)略</p> <p><u>(5) 法第 55 条の 2 第 1 項又は同条第 2 項の規定により読み替えて準用する法第 55 条第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、法第 55 条の 2 第 1 項各号に該当するに至つた際国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により横浜市に住所を有するものとみなされた被保険者</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |